

令和5年度指定障害福祉サービス事業者等立入検査等状況一覧 [担当課 西部総合事務所県民福祉局共生社会推進課]

令和5年11月15日

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
立入検査	合同会社幸照	グループホーム 幸照	令和5年4月25日 (火)	共同生活援助	変更の届出等	法令遵守責任者を変更したにもかかわらず、変更届が提出されていなかった。	○	変更届を提出した
					サービスの提供の記録	サービスを提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記載した記録をその都度作成し、利用者の確認を得ること。	○	利用者の確認を得るように様式を改めた
					内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書の記載事項について変更があった場合は速やかに記載内容を修正するとともに、利用者への周知を行うこと。	○	重要事項説明書を改め、利用者への周知を行った。
					給付費の算定及び取扱い(基本報酬)	共同生活援助サービス費について、入院した者に係る基本報酬は算定できないため、該当する市町村に確認し、過誤調整を行うこと。	○	過誤申立を行った。
公益財団法人青年海外協力協会	J's ホーム南部 J O C A 南部	令和5年7月13日 (木) 令和5年7月18日 (火) 令和5年7月20日 (木)	共同生活援助、生活介護、就労継続支援B型、就労継続支援A型	苦情解決	マニュアル、指針等が整備されておらず、職員への周知も行われていない。 また、過去の実地指導で指摘した事項にも関わらず改善がされていないため、至急改められたい。	○ × × △	9/29に職員研修を行い、併せて文書でも職員へ周知を行った。 11/1付で苦情解決規程を作成した。	
					虐待等の禁止		職員研修は行ったが、指針等の整備を行っていない。(11月を目途に作成予定)	
					勤務体制の確保(ハラスメント対策)		指針等未整備	
					事故発生時の対応		事故発生時の対応マニュアルは作成中	
				勤務体制の確保	職員の出退勤時間がほぼ毎日同時刻であり、不自然なものがよく見受けられるなど、従業員の勤怠管理が不適切。 また、打刻漏れがあった際、管理している者以外でも再入力ができる状態であり、情報の操作を誰でも行える状況である。 併せて、時間外勤務を行った場合に、適切な管理が行われていない。 勤怠管理が職種ごとに行われていない。	○	管理体制を変更し、10月から試験運用、11月本格運用を行う	
					雇用契約書について、業務内容の記載が不適切である。 また、就労場所の明記もない。			9月採用者から記載内容を変更し、運用している
				人員に関する基準	重要事項説明書に虐待防止委員会の設置にかかる記載がない	○	重要事項説明書を改めた	
				虐待の防止				

令和5年度指定障害福祉サービス事業者等立入検査等状況一覧 [担当課 西部総合事務所県民福祉局共生社会推進課]

令和5年11月15日

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
立入検査				共同生活援助 生活介護、就労継続支援B型、就労継続支援A型	事故発生時の対応	実際に起こった事故に対する対応について、適切な対応が行われていない。 また、事故発生時の記録も不十分であり、再発検討及び再発防止策が全く講じられておらず、事例検討会の記録も取られていません。	△	事故発生時の対応マニュアルは作成中
					サービス提供記録	利用者の確認印を月でまとめてもらっているなど、対応が不適切。	○	提供の都度、利用者から確認印をもらうように改めた
					内容及び手続の説明及び同意	利用契約書について、不備が散見され、また運営規程と重要事項説明書の内容が一致しないものも散見されるため、契約書や重要事項説明書の意味を理解していないと思わざるを得ない対応である。	△	運営規程、重要事項説明書及び利用契約書を改め、9月契約者から適用している。また、現利用者については、順次対応中
					支援計画の作成等	個別支援計画について、日付を遡って利用者に同意をもらう、モニタリングを6ヶ月ごとにおこなっていない、利用者とその家族への確認の記録がないなど、不適切な処理が散見され、サービス管理責任者として支援計画の意味を理解していないと思わざるを得ない対応である。	○	9月以降、正しい手順で作成、対応するよう改めた
					給付費の算定及び取扱い(欠席時対応加算)	相談援助の記録がないにも関わらず請求している。	○	自己点検を行い、該当のものについて過誤申立てを行った
				就労継続支援A型	設備に関する基準	相談室について、冷暖房の空調は整備されておらず、換気扇のみであり、さらに狭隘である。 特性のある利用者の面談に適している環境とは到底言えない。	○	別に相談室を設けた
					給付費の算定及び取扱い(訪問時支援特別加算)	支援内容及び支援時間が不明瞭なのにも関わらず給付請求している。	○	どのような支援が必要かあらかじめ利用者と相談し、同意を得るように改めた。
					相談及び援助	個別支援記録の記載内容が不十分である。	○	利用者の状態や個別支援計画の目標にそってどのような支援を行ったかわかるように、様式を改め、運用を行った
					内容及び手続の説明及び同意	受給者証に事業所名の記載がないものが散見される。	△	遡って確認中
					運営規程	主たる対象者欄について、重要事項説明書と記載内容が一致しない。	○	運営規程と重要事項説明書の内容が一致するよう改めた
					サービス提供の記録	施設外就労の支援内容が不明瞭である。	○	支援内容を明確に記載するよう改めた